

○匝瑳市企業版ふるさと納税マッチング支援業務事業者募集要領

(業務の目的)

- 1 自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）については、地方への資金の流れをつくり、地方創生の充実・強化を図るものである。本業務は匝瑳市として、本制度の積極的な活用を図り、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）への働きかけを行い、寄附を獲得することを目的とする。

(業務概要)

- 2 業務概要は次のとおりとする。
 - (1) 業務名 匝瑳市企業版ふるさと納税マッチング支援業務
 - (2) 業務内容 本業務の受託者は、次のいずれか、または複数の手法の組み合わせにより、匝瑳市の企業版ふるさと納税による寄附を獲得する。
 - ①寄附見込企業に対する匝瑳市の寄附活用事業の紹介
 - ②寄附見込企業の新規開拓及び匝瑳市に対する寄附見込企業の紹介
 - ③寄附見込企業の関心を引くプロジェクトや寄附活用事業に対する情報提供等
 - ④その他匝瑳市の寄附活用に資すると認められる支援
 - (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
 - (4) 委託契約金額は成果報酬型とする。委託契約金額の算定に係る委託料率は一律で寄附額の10%とし、消費税及び地方消費税相当額を加算したものを支払うこととする。ただし、匝瑳市の示す算定委託料率より低い料率での申込みも可とする。

(参加資格)

- 3 この業務に参加する者に必要な資格は、法人又は個人で事業を行っている者であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 本業務の実施について、匝瑳市の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
 - (2) 匝瑳市の市税に未納がないこと。
 - (3) 匝瑳市暴力団排除条例（平成24年匝瑳市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者でないこと。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当しない者であること。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。

（参加申込）

4 参加申込の方法は次のとおりとする。

(1) 参加申込日 募集開始の日から随時

(2) 提出書類

①参加申込書（様式第1号）

②資格確認書兼誓約書（様式第2号）

③法人にあっては、履歴全部事項証明書または定款（写）

④個人にあっては、開業届（写）もしくは直近の確定申告書（写）

⑤参加申込者の概要がわかる資料（パンフレット等）

⑥匝瑳市の市税に滞納がないことを証する書類

⑦匝瑳市が示す委託算定率未満で申込み場合は希望する算定料率等を示した書類

⑧その他匝瑳市長が必要と認めるもの

（参加登録）

5 参加申込が適切であると認めた場合、様式第3号により、登録通知を行う。

（契約に関する事項）

6 契約に関する事項は次のとおりとする。

(1) 契約の方法 匝瑳市と委託契約を締結する。契約内容は匝瑳市と協議の上、契約書及び仕様書に基づき決定する。

(2) 委託料の支払い 寄附申込企業の寄附後、匝瑳市の検査を経て、受託者の請求により支払うこととする。

(3) その他 契約締結後、当該契約の履行期間中に、受託者が第3条に示す参加資格要件を満たさなくなったときは、契約の解除を行うことができるものとする。

（その他）

7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は両者協議の上、別に定める。

附 則

この要領は、匝瑳市長の決裁の日から施行する。